

令和6年度 保育所等利用手続きのご案内



<おねがい>

保育所等ごとに、保育目標や取り組みはさまざまです。入所申込みの前に、必ずお子様と一緒に入所を希望する保育所等を見学してください。

見学の際は、事前に保育所等に電話で入所希望月を伝え、見学できる日時をご確認ください。なお、保育所等の休所日や行事日は見学できないことがあります。

令和6年度クラス編成表

クラス年齢	生年月日
5歳児(年長)	H30(2018). 4. 2 ~ H31(2019). 4. 1
4歳児(年中)	H31(2019). 4. 2 ~ R 2(2020). 4. 1
3歳児(年少)	R 2(2020). 4. 2 ~ R 3(2021). 4. 1
2歳児	R 3(2021). 4. 2 ~ R 4(2022). 4. 1
1歳児	R 4(2022). 4. 2 ~ R 5(2023). 4. 1
0歳児	R 5(2023). 4. 2 ~ R 6(2024). 4. 1

※4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

※入所申込みは、申込み時点で生まれているお子様が対象です。

☆ お問い合わせ先 ☆

久喜市役所保育幼稚園課 管理係

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-3

TEL0480-22-1111(代)

菖蒲行政センター 菖蒲こども未来係

〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38

TEL0480-85-1111(代)

栗橋行政センター 栗橋こども未来係

〒349-1192 埼玉県久喜市間鎌251-1

TEL0480-53-1111(代)

鷺宮行政センター 鷺宮こども未来係

〒340-0295 埼玉県久喜市鷺宮6丁目1-1

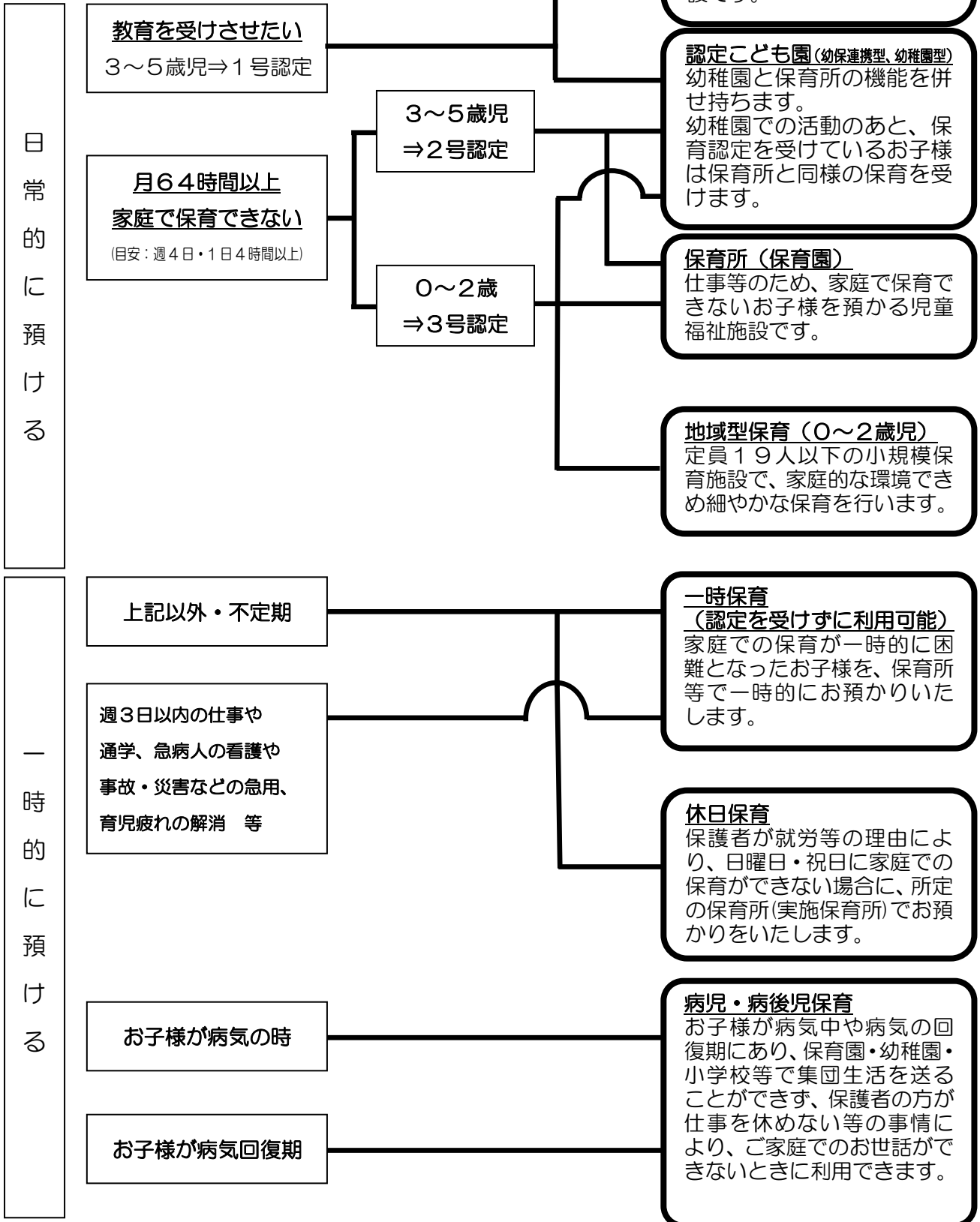
TEL0480-58-1111(代)

さまざまな保育サービス

久喜市における、お子様をお預かりするサービスは次のとおりです。

状況や目的に応じてお選びください。

保育所、幼稚園の利用には「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。⇒ 3ページ



保育を受けるには
～認定制度のご案内～

1 教育・保育給付認定

保育所（保育園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育などの利用を希望する保護者は、市へ教育・保育給付認定申請を行い、市から教育・保育給付認定（認定証の交付）を受けます。

次の3つの区分に応じて、それぞれ利用可能な施設などがあります。

《教育・保育給付認定区分》

1号認定	教育標準時間認定 子どもが3歳以上で幼稚園等での就学前幼児教育を希望する場合 〈主な利用先〉幼稚園、認定こども園（教育部）
2号認定	保育認定（標準時間・短時間） 子どもが3歳以上で保護者の就労等により保育を必要とする場合 〈主な利用先〉保育所、認定こども園（保育部）
3号認定	保育認定（標準時間・短時間） 子どもが3歳未満で保護者の就労等により保育を必要とする場合 〈主な利用先〉保育所、認定こども園（保育部） 地域型保育事業

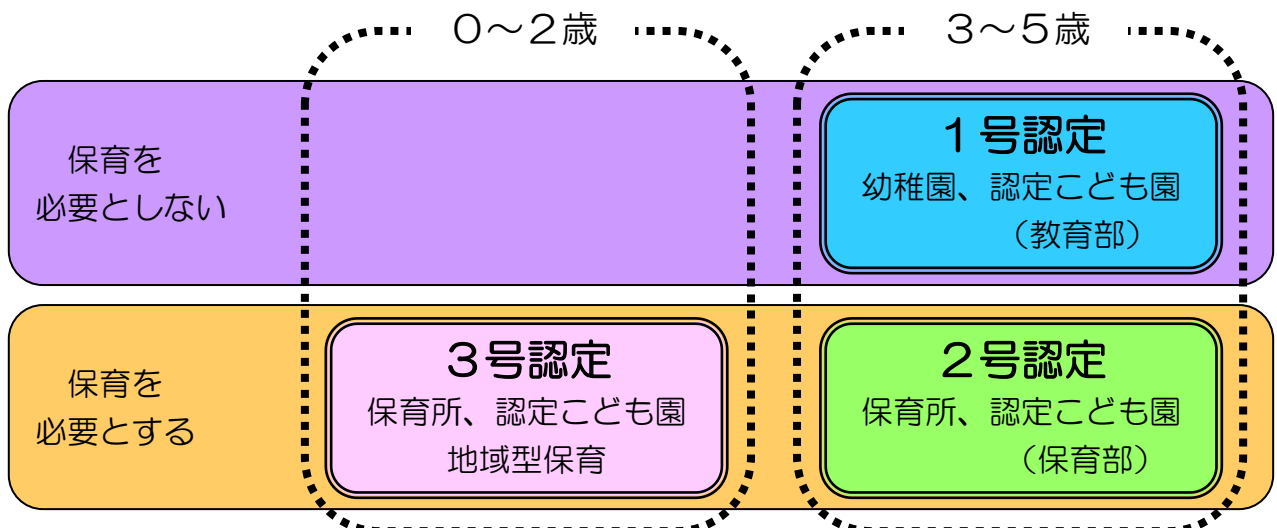
2号認定、3号認定の方は・・・
就労等を理由とする場合、さらに次のいずれかに区分されます。

保育 標準 時間	最大11時間／日
就労時間	月120時間以上

保育 短 時間	最大 8時間／日
就労時間	月 64時間以上 月120時間未満

- 保育認定（2号・3号認定）を受けるためには、「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

詳細は、7ページ「3 保育を必要とする事由」を確認してください。



《教育標準時間認定と保育時間認定》

1号認定を受ける方は教育標準時間認定となります。2号・3号認定を受ける方は保育時間認定となりますが、さらに保育短時間と保育標準時間に区分されます。

それぞれのイメージは下記のとおりです。

[1号認定] 教育標準時間	←教育標準時間→		預かり保育	
	教育時間 【4時間】		有料	
[2・3号認定] 保育短時間	延長保育 有料	← 保育時間 → 利用可能時間【最大8時間】		延長保育 有料
保育標準時間	延長保育 有料	← 保育時間 → 利用可能時間【最大11時間】		延長保育 有料

※ 預かり保育、延長保育は、有料です。金額等は各施設により異なりますので、ご確認ください。

※ 各施設により保育短時間及び保育標準時間の時間帯が異なりますので、施設一覧（26～28ページ）にてご確認ください。

※ 保育時間の認定は、あくまで「最大で施設を利用することのできる時間」となります。実際の利用時間は、保護者の就労時間及び通勤時間などを合わせた実状に応じた保育が必要とされる時間となります。

2 教育・保育給付認定対象施設

「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「給付制度」、「支給認定制度」が導入されました。新制度に移行した幼稚園や保育園、認定こども園などを利用する場合、市が利用者の費用の一部を「給付費」として負担します。そのため、給付対象施設等の利用を希望する方は、「支給認定」を受ける必要があります。なお、幼児教育・保育の無償化に伴い、「支給認定」は「教育・保育給付認定」に名称変更されました。

教育・保育給付認定対象施設は以下のとおりです。

《対象施設》

幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育施設
3～5歳	0～5歳	0～5歳	0～2歳
幼児期の教育を行う施設 ※「新制度へ移行する園」と「従来どおりの幼稚園」があります。	保護者が就労等のため、保育の必要性のある子どもを保護者に代わって保育する施設	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設	原則19人以下の少人数の単位で保護者が就労等のため保育の必要性のある子どもを保護者に代わって保育する施設

○ 受入年齢は、各施設で異なります。

○ 新制度において給付対象とならない幼稚園（従来どおりの幼稚園）については、教育・保育給付認定申請は必要ありませんが、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、別途認定を受ける必要があります。

保育所等入所のご案内 (2号・3号認定)

目次

1	保育所等とは	7
2	保育認定	7
3	保育を必要とする事由	7
4	保育の必要量	8
5	保育認定の期間	8
6	保育所等入所申込み（教育・保育給付認定申請）受付期間	9
7	育児休業明けで入所申込みをする場合	9
8	保育所等利用申込み手続きの流れ	10
9	申込みに必要な書類	12
10	利用者負担金（保育料）	14
11	申込み後の変更	23
12	入所決定後	23
13	入所後の届出と注意事項	23
14	育児休業取得における継続入所	24
15	市内保育所一覧	26
16	市内認定こども園（保育部〔2、3号〕）一覧	27
17	市内地域型保育施設一覧	28
18	保育所等の転園を希望する場合	29
19	市外の保育所等を希望する場合	30
20	市外の方が久喜市内の保育所等を希望する場合	31

1 保育所等とは

保育所等は、保護者が就労や疾病等の理由で子どもを家庭で保育することができない場合、保護者に代わってお子様を保育することを目的とした児童福祉施設です。

2 保育認定

保育所等を希望される方全員が保育認定（2号認定：満3歳以上、3号認定：満3歳未満）を受けていただく必要があります。

保育認定につきましては、保育が必要であることの認定であり、希望保育所等の入所決定ではありません。

※ 保育を必要とする事由に変更があった場合には、必ず届け出てください。

3 保育を必要とする事由

保育認定を受けるには、久喜市に住所があり、保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	就労【月64時間以上】 （フルタイム、パートタイム、夜間、 居宅内労働など、基本的に全ての就 労を含む）	小学校就学前までの保 育を必要とする期間	保育標準時間 又は保育短時間
2	妊娠、出産 【産前6週、産後8週以内】 ※多胎妊娠の場合は産前14週	出産予定日の前6週の 属する月から産後8週 の翌日が属する月の月 末まで	保育標準時間
3	保護者の疾病、障がい	小学校就学前までの保 育を必要とする期間	保育標準時間
4	同居の親族（長期入院等してい る親族を含む）の介護・看護	小学校就学前までの保 育を必要とする期間	保育標準時間 又は保育短時間
5	災害復旧	災害の復旧が完了する と見込まれる期間	保育標準時間
6	求職活動【90日以内】 （起業準備を含む）	90日以内（90日目 が属する月の月末ま で）	保育短時間
7	就学（職業訓練校等における職 業訓練を含む）	通学する期間	保育標準時間 又は保育短時間
8	虐待、DVのおそれがあること	小学校就学前までの保 育を必要とする期間	保育標準時間
9	育児休業取得中に、すでに保育 を利用している子どもがいて 継続利用が必要であること	継続入所が認められた 期間	保育短時間
10	その他、1から9までに類する 状態として、市が認める場合	小学校就学前までの保 育を必要とする期間	保育標準時間 又は保育短時間

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度を調整します。

※保育認定を受けた場合でも、各保育所等の入所定員を超えた場合には入所できません。

※入所選考は先着順ではありません。利用調整を行い、優先度の高い順に入所決定となります。

4 保育の必要量

保育の必要量によって「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に分けられ利用可能時間が異なります。

- ① 「保育標準時間」利用：利用可能時間は1日あたり「最大」11時間です。
- ② 「保育短時間」利用：利用可能時間は1日あたり「最大」8時間です。

なお、保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労をしている、もしくは通勤時間も含めた勤務時間が、各保育所等で設定した保育短時間を超えてしまうことが常態となる場合等です。

～注意～

保育必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります。ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最大で施設を利用することのできる時間」となります。実際の利用時間は保護者の就労時間及び通勤時間などを合わせた実状に応じた保育が必要とされる時間となります。

5 保育認定の期間

保育を必要とする事由によって、保育認定の期間が異なりますので、ご確認の上、お申込みください。

なお、保育認定期間中であっても、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合（退職等）は、保育認定が解除となりますので、あらかじめご了承ください。また、認定事由に該当していることの確認のため、年度途中に現況届を提出していただきます。

保育を必要とする事由	保育認定期間
就 労 疾病、障がい 介護・看護 災害復旧 就 学	基本は3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで）で、保育の必要な事由に該当する期間 ※それぞれの事由に該当しなくなった時点で保育認定は解除となります。
妊娠、出産	出産予定日を基準に、産前6週、産後8週以内の期間 ※多胎妊娠の場合は産前14週
求 職 活 動	90日以内 ※認定期間内に入所が決定されず、引き続きお待ちになる場合は、認定を延長する必要があります。

6 保育所等入所申込み（教育・保育給付認定申請）受付期間

（4月からの入所を希望する場合）

一次選考	令和5年11月 1日（水）～ 令和5年11月15日（水）
日曜受付	令和5年11月12日（日） 久喜市役所保育幼稚園課のみ受付
二次選考	令和6年 1月23日（火）～ 令和6年 2月 5日（月）
受付場所	保育幼稚園課、各行政センターこども未来係

※ 土曜日・日曜日・祝日は閉庁日のため、受付出来ません。

令和5年 11月 12日（日）は臨時開庁（久喜市役所保育幼稚園課でのみ受付可能）

（5月以降の入所を希望する場合）

利用希望月	申請受付期間	利用希望月	申請受付期間
令和6年 5月	4/ 1 ～ 4/10	令和6年11月	9/11 ～ 10/10
令和6年 6月	4/11 ～ 5/10	令和6年12月	10/11 ～ 11/ 8
令和6年 7月	5/13 ～ 6/10	令和7年 1月	11/11 ～ 12/10
令和6年 8月	6/11 ～ 7/10	令和7年 2月	12/11 ～ 1/10
令和6年 9月	7/11 ～ 8/ 9	令和7年 3月	1/14 ～ 2/10
令和6年10月	8/13 ～ 9/10	令和7年 4月	広報でお知らせします。

※ 受付期間の締切は、入所希望月の前月10日です。なお、10日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、原則、直前の開庁日が締切日となり、年末年始（令和6年12月28日～令和7年1月5日）は含まれません。

7 育児休業明けで入所申込みをする場合

育児休業明けでお子様の入所申込みをする場合、利用開始の対象となる月は、育児休業明けの職場復帰日より異なります。

- 月の1日から15日の間に復職する場合は、前月の1日から入所の対象になります。
- 月の16日から末日の間に復職する場合は、当月の1日から入所の対象になります。

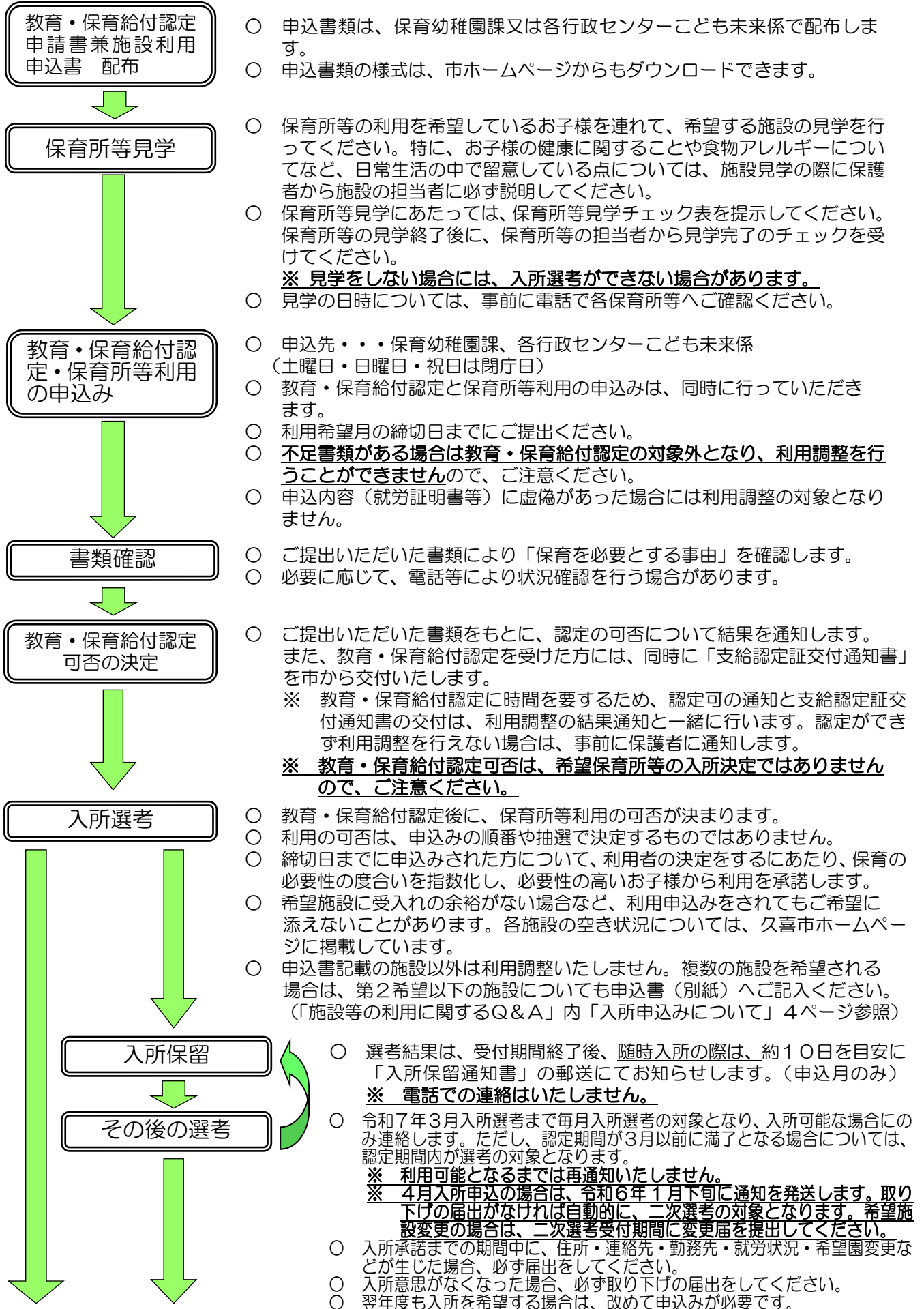
〔例〕10月1日から15日の間に復職の場合、9月1日から入所の対象となります。

※ ご提出いただく**就労証明書**により復職日を確認します。

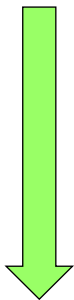
※ ご提出いただいた証明書の中で、「保育所等の利用を開始した際には、育児休業期間を繰り上げて会社に復帰する」ことが確認できる場合は、上記の入所対象日より前から申込みをすることが可能です。

育児休業明けに伴う申込みの場合は、**育児休業を受けていた会社に同じ条件で戻ることを前提として**、入所選考時に優先順位が上がる加点項目を設けています。申込み中に復職予定の会社を退職（別会社への転職を含む）すると、育児休業明けとしての扱いができず、保育の必要性の事由に変更が生じることとなります。

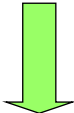
8 保育所等入所申込み手続きの流れ



入所承諾



説明会、契約



施設の利用開始



ならし保育

- 選考結果は、受付期間終了後、約 10 日を目安に電話にてお知らせします。
※ 4 月入所の場合は、令和 6 年 1 月下旬に通知を発送します。
- 入所準備の説明のため、保育所等からご連絡します。

＜保育所＞

「入所承諾書」、「保育料決定通知書」、「保育料納付書」を送付します。

＜認定こども園、小規模保育施設等の場合＞

「利用調整結果通知書」、「保育料決定通知書」を送付します。

※利用者負担金（保育料）は利用施設が徴収します。

- 施設の利用が内定しましたら、施設で説明会があります。
- 説明会における手続き内容や持ち物などについては、施設にご確認ください。

- 毎月 1 日が利用開始日となります。

- 利用開始当初から慣れない環境で 1 日過ごすことは、お子様にとって大変な負担になります。
お子様の負担を軽減するため、施設との話し合いによって、保育時間を徐々に延ばしてならしていきます。
- ならし保育は利用開始日（毎月 1 日）から始まり、期間はお子様の状況により各施設が判断します。ならし保育の期間中はお子様のお迎えが早くなりますので、ご注意ください。

※ 利用開始日より前に、ならし保育をすることはできません。

9 申込みに必要な書類

① 教育・保育給付認定（変更）・（現況）申請書 兼 施設利用申込書

② 個人番号（マイナンバー）記入用紙

※申請の際は下記のものを持参してください。

○番号確認書類（次のうち1点、同居家族全員分）

・個人番号カード（顔写真付）、通知カードまたは個人番号通知書（顔写真なし）

○本人確認書類（窓口に来る方）

・公的証明書（顔写真付）の場合…運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等のうち1点

・公的証明書（顔写真なし）の場合…健康保険証、介護保険証、年金手帳、公的機関や法人が発行する証明書等のうち2点

③ 家庭状況等申告書【表】・施設利用に関する確認票及び同意書【裏】

④ 施設利用調査票

⑤ 健診等確認票

⑥ 保育所等見学チェック表

⑦ 利用を希望する施設（事業者）名について

⑧ **保育を必要とする事由を確認するための書類（下記参照）**

≪対象者≫ 18歳以上（高校生を除く）65歳未満の同居家族全員分

※ 保護者等は年齢にかかわらず必ず必要です。同居家族分の書類がなくても認定申請できますが、利用調整の際に減点となります。

≪必要書類≫ ◎（二重丸）のものは、市指定の様式により提出をお願いします。

※書類の有効期限は発行日から3カ月とします。

事由	必要書類
月64時間以上の就労（内定）	◎ 就労証明書 ○ 変則勤務により2日間にわたって勤務する場合には、直近1か月分のシフト表を添付すること
自営業 農業従事者	◎ 就労証明書 ○ 直近1か月分の製品等の売上明細表など仕事内容と実績（売上・収入）がわかるもののコピー
出産（予定）	◎ 疾病・出産・看護等の届出書 ○ 母子健康手帳のコピー （母の氏名・出産予定日記載ページ）
疾病又は 心身の障がい	◎ 疾病・出産・看護等の届出書 ◎ 診断書（原本）もしくは心身障がいにかかる各種手帳のコピー（氏名・等級記載ページ）
同居親族の看護・介護	◎ 疾病・出産・看護等の届出書 ◎ 被看護者・被介護者の主治医意見書（原本） ○ 心身障がいにかかる各種手帳のコピー（氏名・等級記載ページ）もしくは介護保険被保険者証のコピー（要介護度記載ページ）
求職活動中の方 基準未滿就労の方	◎ 誓約書 ◎ 求職活動等申立書（認定期間を延長する場合等）
就学の方	◎ 在学証明書 もしくは 学生証のコピー ○ 時間割表のコピー
虐待、DV	◎ 疾病・出産・看護等の届出書 ○ 関係機関の証明書等

⑨ 該当する場合のみ必要となる書類（下記参照）

	必要となる方	必 要 書 類
該当する場合のみ必要となる書類	児童の兄姉が従来通りの幼稚園に在園している方	○ 在園証明書（各園の任意様式で可） ※ 提出をもって利用者負担金（保育料）算定の際に軽減（減免）することができます。
	ひとり親家庭の方	○ 保護者の戸籍謄本・離婚届の受理証明書・児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給者証のコピーのいずれか1通 ※ 戸籍謄本及び離婚届の受理証明書は発行から3か月以内のものに限ります。
	離婚を前提に別居し、かつ離婚調停中または、裁判中の方	○ 家庭裁判所が発行する調停期日通知書のコピーまたは弁護士が作成する離婚調停中または離婚裁判中であることが確認できる証明書 ※ 提出がない場合、父母が別居中であっても、配偶者の就労証明書の提出が必要となります。
	生活保護を受けている方	○ 受給証のコピー（氏名・受給開始日記載ページ）
	久喜市へ転入予定で入所申込みをされる方	◎ 転入に関する誓約書 ○ 不動産売買契約書もしくは賃貸借契約書のコピー
	児童又は同居家族で障害者手帳を交付されている、または障がいを理由に手当や年金を受給している方	○ 障害者手帳または受給する年金証書や手当等の決定額通知書のコピー ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 特別児童扶養手当 ・ 国民年金の障害年金

【注意事項】

- ※ 書類は、申し込むお子様1人につき1枚ずつ提出してください。
兄弟姉妹同時入所申込みの場合、⑥・⑦・⑧は原本1部とコピーでも構いません。
- ※ 所定用紙がある書類については、所定用紙で提出をお願いします。
- ※ 提出書類は返却できませんので、必要な方は事前にコピーをお取りください。
- ※ 提出書類に不備がある場合、受付できないことがあります。
- ※ 提出していただいた書類の他に必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- ※ 保育所等の見学を行わない場合、選考ができない場合がありますのでご了承ください。

10 利用者負担金（保育料）

0歳から2歳までのお子様が保育所等の利用を開始した場合、毎月、保育料を納付していただきます。納付先は、施設によって異なります。

なお、令和元年10月からはじまった「幼児教育・保育の無償化」に伴い、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのお子様の保育料（利用料）は無償となります。

保育所、保育園 ⇒ 久喜市へ納付 ※口座振替での支払いにご協力願います。

認定こども園、地域型保育 ⇒ 施設に納付
（納付方法などは、各施設にお問い合わせください。）

1) 保育料の算定

保育料の金額は、**児童の教育・保育給付認定区分、年齢、扶養義務者の税額**（合計額）をもとに算定します。

- ① 児童の教育・保育給付認定区分：保育短・標準時間認定（3号認定）のそれぞれで保育料が異なります。
- ② 年齢：年度当初（4月1日現在）の年齢により、保育料が異なります。
年度途中で3号から2号に認定が変更した場合（年度途中で3歳になった場合）でも、その年度末までは「3号認定（2歳児）」としての保育料を納付していただきます。
- ③ 扶養義務者：原則、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。また、父母の所得額により、お子様と同居している祖父母などがいる場合には、その祖父母などが家計の主宰者になることがあります。
- ④ 税額：施設を利用する月に応じて、前年度又は当年度の市民税の所得割・均等割額等での算定となります。
- ⑤ 算定

＜対象者＞ ◆父 ◆母 ◆同居等の直系尊属（祖父母・曾祖父母等）

	施設利用する月	市民税該当年度
利用月と 市民税年度	令和6年4月から 令和6年8月まで	① 前年度 市民税額（令和4年1月1日～12月31日の収入が算出根拠） 例：令和6年4月分保育料→令和5年度市民税所得割額等で算定
	令和6年9月から 令和7年3月まで	② 当年度 市民税額（令和5年1月1日～12月31日の収入が算出根拠） 例：令和6年9月分保育料→令和6年度市民税所得割額等で算定

- ・ 所得申告されていない方は、久喜市役所市民税課にて申告手続きが必要です。（収入のなかった方も申告が必要です。）
- ・ 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額・譲渡所得割税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。保育料の算定は、控除を適用する前の税額を使用します。

【算定例】

例1 世帯構成:父、母、子(2歳児)、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 5,000,000円	収入 2,000,000円	収入 4,000,000円	収入 1,500,000円
市民税額	市民税額	市民税額	市民税額
所得割額 200,000円	所得割額 40,000円	所得割額 150,000円	所得割額 10,000円

父母ともに市民税額が発生しているため、父母合算 (父 200,000円+母 40,000円=240,000円)

(父母: 240,000円) ⇒ D14 階層: 利用者負担額 51,500円(保育標準時間の場合)

例2 世帯構成:父、母、子(2歳児)、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 800,000円	収入 400,000円	収入 2,900,000円	収入 1,500,000円
市民税額	市民税額	市民税額	市民税額
所得割額 0円	所得割額 0円	所得割額 52,300円	所得割額 10,000円

父母ともに収入が93万円未満のため、同居親族のうち、最も収入が高い祖父を家計の主宰者として算出

(祖父 52,300円) ⇒ D03 階層: 利用者負担額 9,600円(保育標準時間の場合)

例3 世帯構成:父、母、子(2歳児)、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 400,000円	収入 3,600,000円	収入 2,900,000円	収入 1,500,000円
市民税額	市民税額	市民税額	市民税額
所得割額 0円	所得割額 75,000円	所得割額 52,300円	所得割額 10,000円

父母のうち母の収入が93万円以上のため、同居親族は合算しない。

(母 75,000円) ⇒ D05 階層: 利用者負担額 13,600円(保育標準時間の場合)

例4 世帯構成:父、母、子(2歳児)、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 930,000円	収入 400,000円	収入 2,900,000円	収入 1,500,000円
市民税額	市民税額	市民税額	市民税額
均等割額 3,500円	所得割額 0円	所得割額 52,300円	所得割額 10,000円

父母のうち父の収入が93万円以上のため、同居親族は合算しない。

(父 均等割額 3,500円) ⇒ C00 階層: 利用者負担額 7,000円(保育標準時間の場合)

利用者負担金以外でかかる費用 (※施設によって異なります。)

入園時の「通園バック、体操着、園服、帽子」代や、毎月の「主食、副食、行事」代など実費徴収がある場合があります。

※詳しくは、各施設にお問合せください。⇒ (参考)「保育所等の紹介」冊子

2) 保育料に関する注意点

- 保育料は1か月単位となっています。月の1日現在に在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。月途中退園の場合でも、保育料は日割計算されません。
- 保育料は、父母等の保育料算定上の扶養義務者の市民税所得割額、均等割額等を合算のうえ、保育料を算定します。もし、離婚されてもお子様と同居している場合は、同様に算定することとなります。また、父母が非課税の場合、同居している祖父または祖母等の税額から保育料を算定します。（前頁【算定例】参照）
- ひとり親世帯であっても、生計を一つとして考えられる同居人（内縁の妻・夫など）がある場合は、その方も扶養義務者とみなして保育料の算定根拠に含めます。
- 市民税が確認できない場合には、原則最高階層で算定保育料を納付していただきます。
- 年度の途中で、当該年度の保育料にかかる市区町村民税額の変更があった場合は、当該年度の利用者負担金が増える場合がありますので、必ず保育幼稚園課又は各行政センターこども未来係へ届出をしてください。
- 保育料を正当な理由なく滞納すると、地方税の滞納処分の例により、差し押さえ等の処分をすることがあります。
- 適正に保育料を算定するため、申込書の保護者署名による同意に基づき、市民税課から必要な年度の市民税課税情報を取得することがあります。
他にも、以下の連携機関から資料を取得することがあります。また、連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。

（連携機関及び資料の例）※他市区町村を含む

市民課（戸籍、住民票）

子育て支援課（ひとり親家庭等医療受給等の有無）

生活支援課（生活保護証明書）

障がい者福祉課（障害者手帳等所持の有無）

令和6年度久喜市利用者負担金基準額表（3歳未満児）

階層 区分	定 義	利用者負担額（月額）		
		3歳未満児		
		保育標準時間	保育短時間	
A00	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0	
B00	市民税非課税世帯	0	0	
C00	市民税均等割課税世帯	7,000	6,800	
D01	市 民 税 所 得 割 課 税 額	7,800 円未満	7,700	7,500
D02		7,800 円以上 48,600 円未満	8,800	8,600
D03		48,600 円以上 60,700 円未満	9,600	9,400
D04		60,700 円以上 65,000 円未満	11,300	11,100
D05		65,000 円以上 77,000 円未満	13,600	13,300
D06		77,000 円以上 87,000 円未満	18,200	17,800
D07		87,000 円以上 97,000 円未満	24,100	23,600
D08		97,000 円以上 130,000 円未満	30,300	29,700
D09		130,000 円以上 150,000 円未満	37,800	37,100
D10		150,000 円以上 169,000 円未満	42,600	41,800
D11		169,000 円以上 185,000 円未満	46,700	45,900
D12		185,000 円以上 190,000 円未満	50,600	49,700
D13		190,000 円以上 211,000 円未満	51,000	50,100
D14		211,000 円以上 301,000 円未満	51,500	50,600
D15		301,000 円以上	52,000	51,100

☆ 4月分から8月分までは前年度、9月分から3月分までは当該年度の市民税額により階層区分を決定します。

☆ 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。

3) 3歳児以上の保育料について

令和元年10月からはじまった「幼児教育・保育の無償化」に伴い、令和元年10月分以降の保育料は無償となります。

なお、「幼児教育・保育の無償化」は、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの保育料（利用料）が無償化されるものですが、以下の費用は対象外（実費負担）となります。

- (1) 通園送迎費（バス代）、給食費（主食費・副食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。

ただし、市町村民税所得割額57,700円未満の世帯の子どもたちは原則として副食費免除、57,700円以上の世帯では第3子以降の子どもたちに限って副食費が免除されます。

※市町村民税所得割額57,700円以上の世帯における第3子以降の子どもたちとは、「現に通所し3歳から5歳までの未就学児のうち、最年長の子から数えて3人目以降の子」を指しており、出生順の第3子以降ではありません。

- (2) 保育園や認定こども園（保育園部分）などの「延長保育料」は無償化の対象外です。

- (3) 保育所や認定こども園などに入所している方の一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターなどの利用料は無償化の対象外です。

4) 利用者負担金（保育料）の納付

- ◎ 利用者負担金（保育料）納付通知書を送付しますので、毎月の納期限（毎月末日、12月は25日）までに納付してください（納期限が休日の場合はその翌日です）。
- ◎ 納付は、口座振替、市役所内指定金融機関派出所・出納室及び各行政センター市民係又は下記の取扱金融機関等及びコンビニエンスストアで納付できます。
原則、口座振替での納付をお願いします。
- ◎ 月の途中で退所した場合についても、原則1か月分の金額となります。

取 扱 金 融 機 関 等
埼玉りそな銀行本・支店、武蔵野銀行本・支店、三菱UFJ銀行本・支店、りそな銀行本・支店、みずほ銀行本・支店、東和銀行本・支店、栃木銀行本・支店、足利銀行本・支店、埼玉縣信用金庫本・支店、川口信用金庫本・支店、中央労働金庫本・支店、南彩農業協同組合支店・埼玉みずほ農業協同組合支店、ゆうちょ銀行・郵便局（埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局） ※三菱UFJ銀行、三井住友銀行、足利銀行は口座振替のみ対応しています。

コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア
くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、MMK（マルチメディアキオスク）設置店、ニューヤマザキデイリーストア、セイコーマート、ハマナスクラブ

5) 減免・免除基準

次に該当する世帯は保育料が減免または免除となる場合があります。

適 用 区 分	条 件	減免・免除の割合
災害等により 損害を受けた場合	その年に前年の所得額の10%を超える災害又は盗難もしくは横領による損失（損害保険等受領額を控除する。）を生じたとき。（損失額の認定及び災害の範囲は所得税法の例による。）	当該年の所得（年間推定）により税の再計算（推定）をし、その階層まで減額し、又は免除する。
所得の減少があった 場合	退職、休職又は傷病等の理由により当該年において所得が著しく減少したため生計が困難となった場合で、負担義務者の当該年の所得（年間推定）の前年に対する減少の割合が30%以上の場合	//
多額の医療費の出費 があった場合	その年に前年の所得額の5%又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補填される金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は所得税法の例による。）	//
入所措置停止	入所児童が疾病又は、事故等によりやむを得ず保育所を長期欠席（1月以上・月単位）した場合	免 除
その他	市長が特別と認めたとき	市長が定める割合

6) 年収約360万円未満相当世帯への利用者負担金（保育料）軽減

年収約360万円未満相当の世帯に対して、保育料の負担軽減を行っています。

【主な内容】

年収約360万円未満相当の世帯については、第2子は半額、第3子については無料（全額免除）としており、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、第1子は半額、第2子については無料（全額免除）にしています。

■ 多子世帯への保育料の軽減

【対象世帯】

- 年収約360万円未満相当の世帯
- ・2,3号認定：市民税所得割額 57,700 円未満

【対象児童】

- ・第2子 半 額
- ・第3子以降 無 料

小3		第1子⇒1人目とカウント ※小学校1年生以上も カウントする
小2		
小1		
未就学児 (保育所等利用)		第2子⇒2人目とカウント ※保育料 半額
		第3子⇒3人目とカウント ※保育料 無料

■ ひとり親世帯等への保育料の軽減

【対象世帯】

年収約360万円未満相当
(市民税所得割額 77,101 円未満)
のひとり親世帯等

【対象児童】

- ・第1子 半 額
- ・第2子以降 無 料

小3		
小2		
小1		
未就学児 (保育所等利用)		第1子⇒1人目とカウント ※保育料 半額 ☆第1子目から半額
		第2子⇒2人目とカウント ※保育料 無料

※ひとり親世帯等…ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯

7) 埼玉県多子世帯保育料軽減事業

3人以上の子どもを養育している家庭で、第3子以降で2歳以下のお子様の保育料を無料（全額免除）にしています。

ただし、埼玉県多子世帯保育料軽減事業が廃止または変更となった場合は、この限りではありません。

【事業の内容】

同一世帯に3人以上兄弟姉妹がいる場合で、保育施設を利用する第3子以降のお子様
が2歳以下の場合、そのお子様の保育料を無料（全額免除）にしています。

【対象世帯】



同一世帯の第3子以降のお子様
が保育施設を利用している世帯

【対象児童】

同一世帯の第3子以降のお子様 （2歳以下）

※同一世帯・・・原則、3人以上の兄弟姉妹が同居している場合で、兄弟姉妹の年齢は問
いません。ただし、兄弟姉妹が別居していても、仕送り等で生計を一にし
ていると認められる場合は、同一世帯とみなすことができます（その場合、
事実の確認できる書類の提出が必要です）。

※保育施設・・・保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域型保育施設（小規模保育
施設）

兄弟姉妹年齢を問わない		第1子⇒1人目とカウント ※小学校1年生以上も カウントする
		第2子⇒2人目とカウント ※小学校1年生以上も カウントする
第3子 （2歳以下保育所等利用）		第3子⇒3人目とカウント （3号認定（0,1,2歳）で 保育所利用） ※保育料 無料

8) 同一世帯から2人以上通所（幼稚園・認定こども園含む）している場合 の多子世帯保育料軽減

同一世帯から同時に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、お子様を年齢の高い順に数え、未就学児1人目の利用者負担金は基準額表の金額となりますが、2人目の保育料は半額（10円未満切捨て）、3人目以降は無料（全額免除）にしています。

【対象世帯】

同一世帯の第2子以降のお子様が同時に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設又は児童発達支援等を利用している世帯








【対象児童】

同一世帯の第2子以降のお子様

※同一世帯…原則、兄弟姉妹が同居している場合で、兄弟姉妹の年齢は問いません。ただし、兄弟姉妹が別居していても、仕送り等で生計を一にしていると認められる場合は、同一世帯とみなすことができます（その場合、事実の確認できる書類の提出が必要です。）。

【例1】第1子小学生以上

【例2】第1子幼稚園、 第2子、第3子保育所等利用

小学生以上		第1子 ※小学校1年生以上は カウントしない
未就学児 (保育所等利用)		同時入所の要件 第2子⇒1人目とカウント 2号認定で保育所利用
		第2子⇒2人目とカウント 3号認定で保育所利用※保育料半額
		第3子⇒3人目とカウント 3号認定で保育所利用※保育料無料
小学生以上		
未就学児 (保育所等利用)		同時入所の要件 第1子⇒1人目とカウント (従来の幼稚園利用)
		第2子⇒2人目とカウント 3号認定で保育所利用※保育料半
		第3子⇒3人目とカウント 3号認定で保育所利用※保育料無料

1.1 申込み後の変更

入所申込み後に変更が生じた場合は、保育幼稚園課又は各行政センターこども未来係までご連絡ください（別途必要書類を提出していただく場合があります。）。

- ① 教育・保育給付認定区分を変更する場合
- ② 希望する施設等を変更、追加する場合
- ③ 入所を希望する期間を変更する場合（入所希望月の変更等）
- ④ 退職、あるいは勤務先を変更する場合
- ⑤ 求職中の方が仕事を始めた、あるいは仕事が内定した場合
- ⑥ 求職活動により申込みをし入所待ちしている方で、認定期間の延長を希望する場合
- ⑦ 勤務内容に変更があった場合
- ⑧ 住所を変更した場合（転居又は市外転出）
※市外転出は原則退所となります。
- ⑨ 家族構成に変動があった場合（妊娠・出産・結婚・離婚・再婚・死亡・別居等）
- ⑩ 市区町村民税額が変更になった場合
- ⑪ 入所申込み後、入所の意志がなくなった場合
- ⑫ その他、申請内容に変更が生じた場合

1.2 入所決定後

- (1) 入所当初の一定期間は、お子様が集団生活に慣れるまで徐々に保育時間をのばしていく「ならし保育」（保育所等により1週間～1か月で各児童の状況により期間は異なります。）を実施するため保育時間が短くなりますので、あらかじめご承知おきください。
- (2) 求職活動中で申込みをされた方は入所後90日以内に、就労予定で申込みをされた方は就労後、速やかに就労証明書を提出してください。その際、就労開始後、標準時間認定が予測される場合は届出が必要です。

1.3 入所後の届出と注意事項

- (1) 入所後、次の事項に変更が生じた場合は、速やかに保育幼稚園課又は各行政センターこども未来係へ届出をお願いします。

住所・連絡先・家族構成・妊娠・出産・結婚・離婚・死亡・別居・退職・勤務先・ 就労状況・入所要件等の家庭状況・市区町村民税課税状況

- (2) 仕事を退職された場合は、退職日から1週間以内に届出書を提出してください。
ただし、すぐに求職活動をされる場合は、退職日から1週間以内に誓約書を提出していただくことで、保育の実施期間を退職日の翌日から起算して90日間はお子様をお預かりすることができますが、90日以内に新たな就労証明書を提出できない場合は退所となります。

14 育児休業取得における継続入所

育児休業取得時における在園児の保育認定については、下記の全ての要件を満たす場合に「保育の必要な事由」として認定します。

○要件

- ① 産前6週（多胎妊娠の場合は、産前14週）よりも前から保育所等に入所していること。
- ② 子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から必要と認められること。
- ③ 保護者の育児休業取得中も就労先との雇用契約が継続し、育児休業終了後に復帰が決まっていること。
- ④ 出生した子どもが1歳に達する日（誕生日の前日）が属する月までに、出生した子どもの入所申込みをすること。
- ⑤ 出生した子どもの入所後、1か月半以内に復職できること。

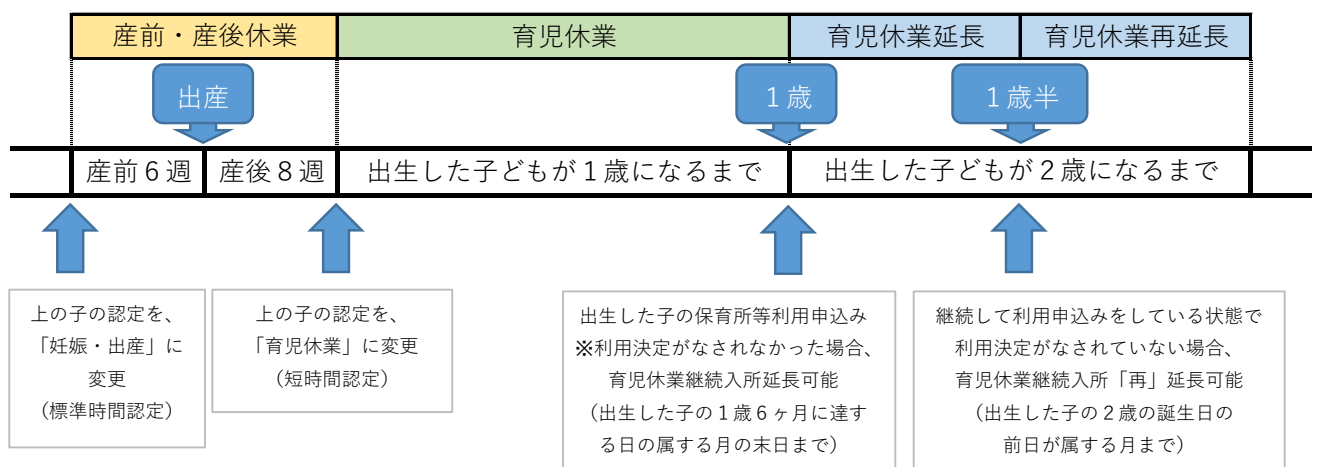
※ 万が一、元の会社に戻らないことが判明した場合、又は復職しない（していない）ことが判明した場合は、入所内定取り消し、または退所となります。

○継続期間

出生した子どもが1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までとなります。ただし、育児休業終了により出生した子どもの施設利用申込みをしたにもかかわらず、利用決定がなされずに育児休業を延長する場合は、出生した子の1歳6ヶ月に達する日の属する月の末日まで継続入所期間を延長することができます。なお、継続して利用申込みをしている状態で、出生した子の1歳6ヶ月に達する月まで利用決定がなされない状態が継続している場合は、出生した子の2歳の誕生日の前日が属する月まで育児休業継続入所「再」延長が可能となります。

※育休中の転園は認めていません。

（参考）育児休業による継続入所イメージ図



○保育時間

育児休業取得中の保育時間は、保育短時間認定となります。

※見学をする際には、事前に各園へ電話で予約をしていただきますようお願いいたします。

15 市内保育所一覧

区分	地区	名称	電話番号	所在地	定員	保育年齢	開所時間 (月～金)	利用時間		
								保育標準時間	保育短時間	
公立	久喜	さくら保育園	21-0787	所久喜 1130	70	6か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:30-18:30	8:30-16:30	
		すみれ保育園	21-0120	北青柳 1331	70	6か月から 就学前まで	7:30-18:30	7:30-18:30	8:30-16:30	
		ひまわり保育園	22-8246	吉羽 692-1	90	6か月から 就学前まで	7:30-18:30	7:30-18:30	8:30-16:30	
		中央保育園	23-6030	久喜中央 1-9-1-100	90	1歳から 就学前まで	7:00-19:00	7:30-18:30	8:30-16:30	
私立	久喜	はるみ保育園	21-0275	上早見 180-1	110	3か月から 就学前まで	7:00-18:30	7:00-18:00	8:00-16:00	
		※アレルギー対応食についての詳細は、園へ直接お問い合わせください。								
		たから保育園	23-2233	吉羽 2170-2	110	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:30-16:30	
	※アレルギー食は一部対応となっているため、詳細については直接園へお問い合わせください。									
	菅蒲	おひさま保育園	31-8445	古久喜 689-1	48	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:30-16:30	
		久喜さららの杜 保育園	37-7882	栗原3-17-1	106	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:30-18:30	8:30-16:30	
	栗橋	あやめ保育園	85-1505	菅蒲町三箇 181-1	80	5か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:30-16:30	
		おばやし保育園	31-9880	菅蒲町小林 2848-1	60	5か月から 就学前まで	7:00-18:30	7:00-18:00	8:00-16:00	
	栗橋	栗橋保育園	52-0074	小右衛門 1295-1	120	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00	
		栗橋保育園分園 (代表)	52-0074	栗橋中央 2-14-16	30	2か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00	
		おおしか保育園	52-5988	佐間 1145	120	3か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:30-18:30	8:30-16:30	
		なすなの森 保育園	52-5047	栗橋東 2-16-13-2	50	6か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:30-16:30	
		南栗橋保育園	48-7100	南栗橋 8-1-3	70	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00	
	鷺宮	鷺宮保育園	58-1510	上内 1446-1	120	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00	
		鷺宮第二保育園	59-0095	上内 1905-1	120	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00	
		鷺宮第二保育園 分園 (代表)	59-0095	鷺宮 2-13-14	30	6か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00	
		鷺宮桜が丘 保育園	58-3003	久本寺 548-2	60	3か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00	
		JR 東鷺宮駅前 東鷺宮保育園	59-1122	桜田 1-4-3	110	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00	

※見学をする際には、事前に各園へ電話で予約をしていただきますようお願いいたします。

16 市内認定こども園（保育部〔2、3号〕）一覧

区分	地区	名称	電話番号	所在地	定員	保育年齢	開所時間 (月～金)	利用時間	
								保育標準時間	保育短時間
私立	久喜	幼保連携型認定こども園 久喜みなみこども園	23-2828	下早見 481-2	83	6か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:30-18:30	8:30-16:30
		そらにとどき 認定こども園 ののの (学校法人久喜幼稚園)	25-5750	本町 1-2-60	109	6か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00
		幼保連携型認定こども園 あけぼの幼稚園(保育部)	22-3327 (代表)	青葉 3-7	120	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:30-16:30
		幼保連携型認定こども園 あけぼの東幼稚園 (保育部)	21-1011 (代表)	久喜東 1-16-12	117	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:30-16:30
		幼稚園型認定こども園 久喜あおば幼稚園	23-1660	青毛 4-11-5	45	3歳から 就学前まで	7:30-19:00	7:30-18:30	7:30-15:30
	菖蒲	幼保連携型認定こども園 菖蒲幼稚園(保育部)	85-4151 (代表)	菖蒲町菖蒲 414-1	80	2か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:30-16:30
		幼稚園型認定こども園 長龍寺幼稚園	85-1002 (代表)	菖蒲町三箇 992	30	3歳から 就学前まで	7:30-19:00	7:30-18:30	8:00-16:00
	栗橋	認定こども園こどもむら さくらのもり	52-0004	伊坂南 2-6-1	78	6か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00
		認定こども園こどもむら 栗橋さくら幼稚園	52-5871	伊坂南 2-12-1	108	6か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00
	鷺宮	幼保連携型認定こども園 さくらだこども園(保育部)	58-9895	西大輪 1-12-6	130	6か月から 就学前まで	7:00-19:00	7:30-18:30	8:30-16:30
		幼稚園型認定こども園 鷺宮幼稚園	58-0075	鷺宮 3-6-2	50	3歳から 就学前まで	7:30-18:30	7:30-18:30	8:00-16:00

17 市内地域型保育施設一覧

【小規模保育施設一覧】 ※見学をする際には、事前に各園へ電話で予約をしていただきますようお願いいたします。

区分	地区	名称	電話番号	所在地	定員	保育年齢	開所時間 (月～金)	利用時間	
								保育標準時間	保育短時間
私立	久喜	たんぼほ保育園	21-8825	久喜中央1-1-20 クッキープラザ5階	19	2か月から 2歳まで	7:30-20:30	7:30-18:30	8:30-16:30
		ゆり保育園	23-5098	青毛 2-4-15	18	2か月から 2歳まで	7:30-19:00	7:30-18:30	8:00-16:00
		パンダ保育園	31-9845	本町 3-1-18	19	3か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00
		ひだまり保育園	53-5315	古久喜 211-1	18	2か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:30-16:30
		らぁむ保育園久喜園	48-5514	久喜東 2-21-12	19	2か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:30-18:30	8:30-16:30
		すずらん保育園	37-8200	本町 5-5-15	19	2か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00
		きららの杜 久喜小規模保育園	37-8144	栗原1-5-4	19	2か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:30-18:30	8:30-16:30
		きりん保育園	37-7897	久喜北 1-1-25	12	3か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00
	栗橋	こどもむら駅前保育園 さくらはな	53-7046	伊坂北 1-12-6	18	6か月から 2歳まで	7:30-18:30	7:30-18:30	8:00-16:00
		こどもむら保育園 さくらいろ	53-3200	伊坂南 1-3-42	19	6か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:00-16:00
		こじか保育園	44-8880	高柳 2289-1	19	3か月から 2歳まで	7:30-19:00	7:30-18:30	8:30-16:30
鷺宮		しおどめ保育園久喜	57-1222	葛梅 1-13-9	19	6か月から 2歳まで	7:00-19:00	7:00-18:00	8:30-16:30

※ 地域型保育施設（小規模保育施設）は、卒園後も継続して保育を希望する場合には、翌年4月入所申請が必要です。地域型保育施設（小規模保育施設）の卒園児は、翌年4月入所選考において「地域型保育事業卒園児で引き続き保育施設への入所を希望する場合」の加点項目があります。ただし、加点であって、入所を確約するものではありません。

18 保育所等の転園を希望する場合

ご案内と注意事項

- 現在、市内の保育所等に在園している場合は、市内の別の保育所等に転園を希望することも可能です。(市外の保育所等に在園している場合、又は市外の保育所等に転園したい場合は、手続きや申請書が異なります。保育担当にご相談ください。)ただし、保育所等の転園希望先の状況によっては、転園できない場合があります。保育所等の転園ができない場合には、在籍中の保育所等で継続することとなります。また、保育所等の転園が決定された場合は、在籍中の元の保育所等には戻れません。
- 保育所等の転園を行いたい場合は、保育幼稚園課又は各行政センターこども未来係に保育所等転園申請書を提出してください。転園が決定し、別の保育所等に入園となる場合は、入所承諾書を送付します。 ※育休継続入所中の転園申込みはできません。

提出期限

- 保育所等転園申請書は、転園を希望する月によって提出期限が異なります。提出期限については以下をご確認ください。

転園を希望する月が5月から3月までの場合

- 例月の随時入所申込受付日と同様。転園を希望する月の前月10日まで。(ただし、10日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の開庁日が締切日となります。9ページ参照)

転園を希望する月が4月の場合

- 翌年度新規利用申込みの締め切りに準じます。

必要な書類

- ① 久喜市保育所等転園申請書
 - ② 施設利用調査票
 - ③ 健診等確認票
 - ④ 保育所等見学チェック表
- ※ 施設利用調査票、健診等確認票及び保育所等見学チェック表については、入園や現況届でご提出した場合でも、保育所等の転園希望に際して再度提出が必要となります。(申し込み時点での児童の状況等を記入願います。)
 - ※ 書類は、申し込むお子様1人につき1枚ずつ提出してください。
 - ※ 所定用紙がある書類については、所定用紙で提出をお願いします。
 - ※ 提出書類は返却できませんので、必要な方は事前にコピーをお取りください。
 - ※ 提出書類に不備がある場合、受付できないことがあります。
 - ※ 提出していただいた書類の他に必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
 - ※ 保育所等の見学を行わない場合、選考ができない場合がありますのでご了承ください。

19 市外の保育所等を希望する場合

他市区町村の保育所等を希望する方

○申込受付場所：久喜市保育幼稚園課、各行政センターこども未来係

勤務先がある、里帰り出産の理由で久喜市以外の保育所等を希望する場合は、久喜市を通しての申込みとなります。

市区町村によって条件や必要書類が異なります。事前に希望保育所等のある市区町村の保育担当課に久喜市様式以外の必要書類提出や受付期間等を確認のうえ申し込んでください。

○受入月・申込み締切日

市区町村によって異なります。希望保育所等のある市区町村の保育担当課に受付期間をご確認ください。その上で、締切日のおおむね10日前までに申込みをお願いします。

○必要書類

全員必要	・「申込みに必要なもの」 ⇒ 12、13ページ参照 ・希望先市区町村で必要となる書類
------	---

※施設の見学については、希望保育所等のある市区町村にご確認ください。

※市外の保育所等を希望する際には、久喜市指定様式の見学チェック表は不要です。

久喜市から転出予定の方

上記の手続きで、転出前にあらかじめ転出先市区町村に入所を申込みことができます。

ただし、入所希望月の前月末までに、転出先の市区町村に「住民登録と転出先様式で申込書の書換え」等が必要となるのが一般的ですので、あらかじめ転出予定先の市区町村に直接ご確認ください。

＜現在、保育所等をご利用の方＞

- ・転出することが決まったら、退所届を保育幼稚園課又は各行政センターこども未来係へ提出してください。通っている保育所等には、保護者の方から退所する旨、早めに伝えてください。（退所する月の10日まで）
- ・月の途中（各月2日以降）に転出した後も、通園を希望する場合は、その月の末日まで通うことは可能です。

20 市外の方が久喜市内の保育所等を希望する場合

久喜市外に住所がある方

久喜市内の保育所等を希望する場合は、お住まいの市区町村の保育担当課で申込みを行ってください。入所申込みにあたり、申請受付期間までに久喜市の保育幼稚園課に届いていることが条件となります。申請書類の様式についてはお住まいの市区町村の保育担当課に確認をお願いします。

※ 住所地が久喜市以外の方は、原則、久喜市内に勤務地がなければ受付できません。

※ 通勤経路に希望の保育所等がある場合は、認めておりません。

入所希望月		久喜市への申請受付期間
4月入所	一次選考	令和5年11月1日（水）～令和5年11月15日（水）
	二次選考	令和6年1月23日（火）～令和6年2月5日（月）
5月以降入所申請受付		入所希望前月10日まで

※ 勤務地要件で4月入所をご希望の方は、一次選考の令和5年11月15日（水）までに申請をしてください。なお、選考は二次選考から行い、選考結果はお住まいの市区町村に通知します。

●希望施設の事前見学

選考を希望する全ての保育所等へ事前に電話で見学を予約し、お子様を連れて見学をしてください。特にお子様の健康に関することや食物アレルギーなど、日常生活で注意している点や園生活で配慮を求めることについて、施設見学の際に保護者から施設担当者**に必ず説明**してください。

なお、見学チェック表の提出がない施設は、選考の対象となりません。

●提出書類

お住まいの市区町村で必要となる書類に**加えて**、次の書類も添付してください。

全員必要	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等見学チェック表〔久喜市指定様式〕 ・市町村民税所得割額、税額控除額及びその内容がわかる課税証明書、または非課税証明書（4月～8月入所は令和5年度、9月～3月入所は令和6年度のもの） ・久喜市提出書類チェックシート
転入予定者のみ必要	<ul style="list-style-type: none"> ・転入に関する誓約書〔久喜市指定様式〕 ・住所や転入時期が確認できる不動産売買契約書又は賃貸借契約書のコピー

◆久喜市内に転入予定の方

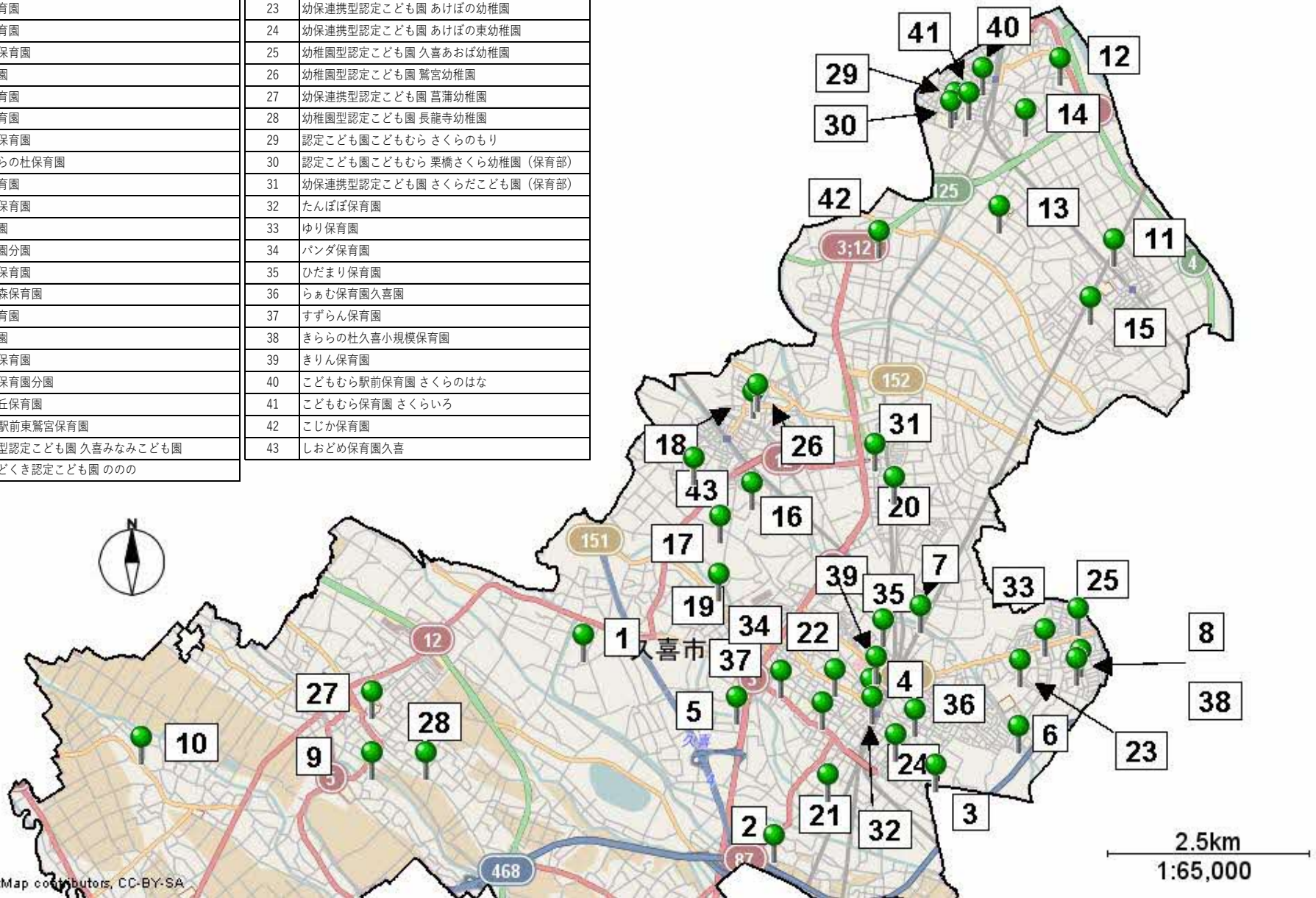
選考結果にかかわらず、入所希望月の前月末までに次の手続きを済ませることが条件となります。

- ① 久喜市に転入する。
- ② 久喜市転入後に、久喜市保育幼稚園課または各行政センターこども未来係にて、転入した旨を届出てください。なお、お住まいの市区町村様式で申請した方は、久喜市の申込書への書き換えが必要です。

市内保育所等一覧

番号	保育所、認定こども園等	番号	保育所、認定こども園等
1	さくら保育園	23	幼保連携型認定こども園 あげぼの幼稚園
2	すみれ保育園	24	幼保連携型認定こども園 あげぼの東幼稚園
3	ひまわり保育園	25	幼稚園型認定こども園 久喜あおば幼稚園
4	中央保育園	26	幼稚園型認定こども園 鷺宮幼稚園
5	はるみ保育園	27	幼保連携型認定こども園 菖蒲幼稚園
6	たから保育園	28	幼稚園型認定こども園 長龍寺幼稚園
7	おひさま保育園	29	認定こども園こどもむら さくらのもり
8	久喜ぎらの杜保育園	30	認定こども園こどもむら 栗橋さくら幼稚園 (保育部)
9	あやめ保育園	31	幼保連携型認定こども園 さくらだこども園 (保育部)
10	おばやし保育園	32	たんばぼ保育園
11	栗橋保育園	33	ゆり保育園
12	栗橋保育園分園	34	パンダ保育園
13	おおしか保育園	35	ひだまり保育園
14	なずなの森保育園	36	らあむ保育園久喜園
15	南栗橋保育園	37	すずらん保育園
16	鷺宮保育園	38	きららの杜久喜小規模保育園
17	鷺宮第二保育園	39	きりん保育園
18	鷺宮第二保育園分園	40	こどもむら駅前保育園 さくらのな
19	鷺宮桜が丘保育園	41	こどもむら保育園 さくらいろ
20	JR東鷺宮駅前東鷺宮保育園	42	こじか保育園
21	幼保連携型認定こども園 久喜みなみこども園	43	しおどめ保育園久喜
22	そらにとどき認定こども園 のの		

32

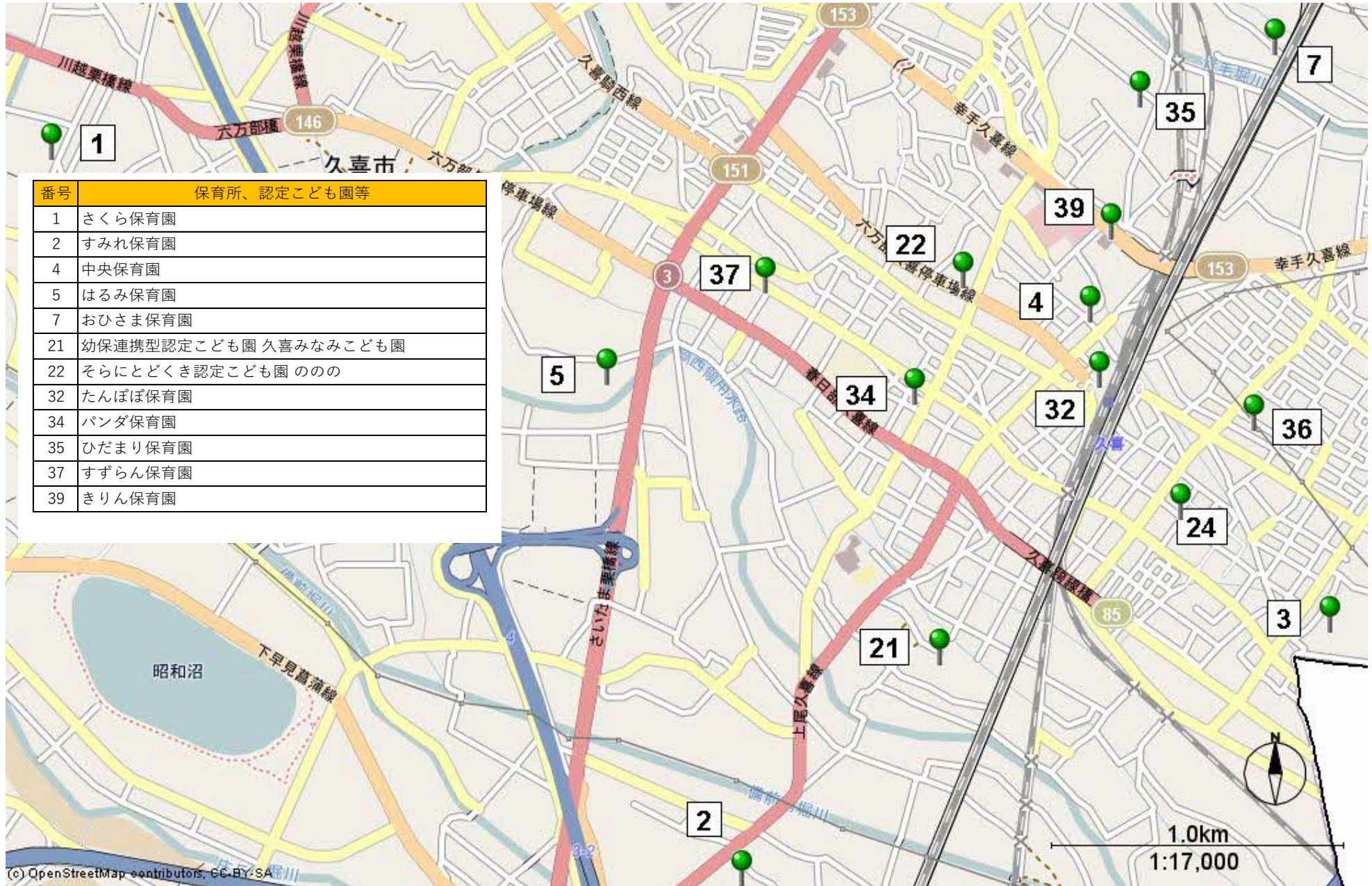


久喜東口エリア

番号	保育所、認定こども園等
3	ひまわり保育園
6	たから保育園
8	久喜きららの杜保育園
23	幼保連携型認定こども園 あげぼの幼稚園
24	幼保連携型認定こども園 あげぼの東幼稚園
25	幼稚園型認定こども園 久喜あおば幼稚園
33	ゆり保育園
36	らあむ保育園久喜園
38	きららの杜久喜小規模保育園

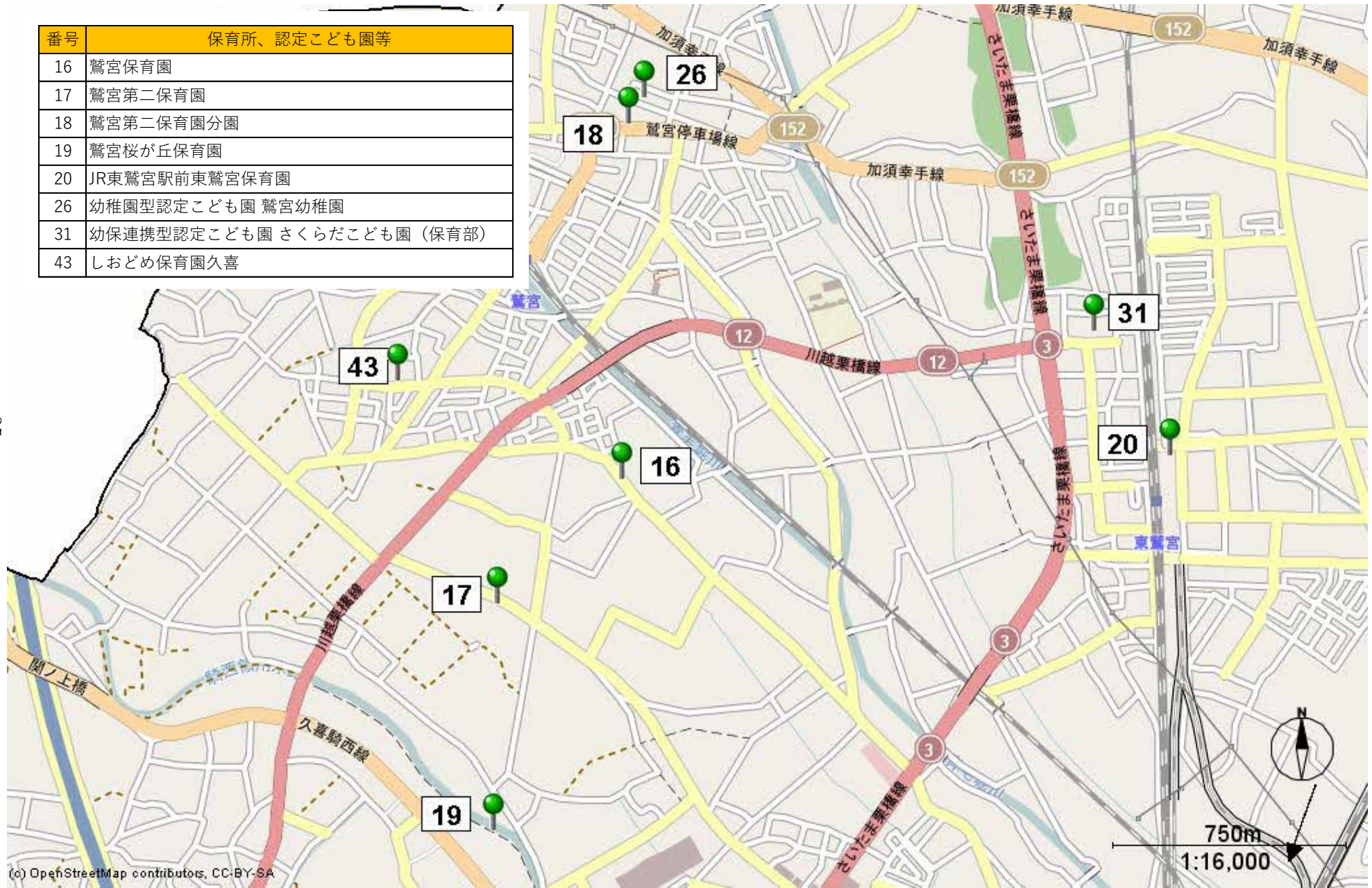


久喜西口エリア



鷺宮エリア

番号	保育所、認定こども園等
16	鷺宮保育園
17	鷺宮第二保育園
18	鷺宮第二保育園分園
19	鷺宮桜が丘保育園
20	JR東鷺宮駅前東鷺宮保育園
26	幼稚園型認定こども園 鷺宮幼稚園
31	幼保連携型認定こども園 さくらだこども園 (保育部)
43	しおどめ保育園久喜

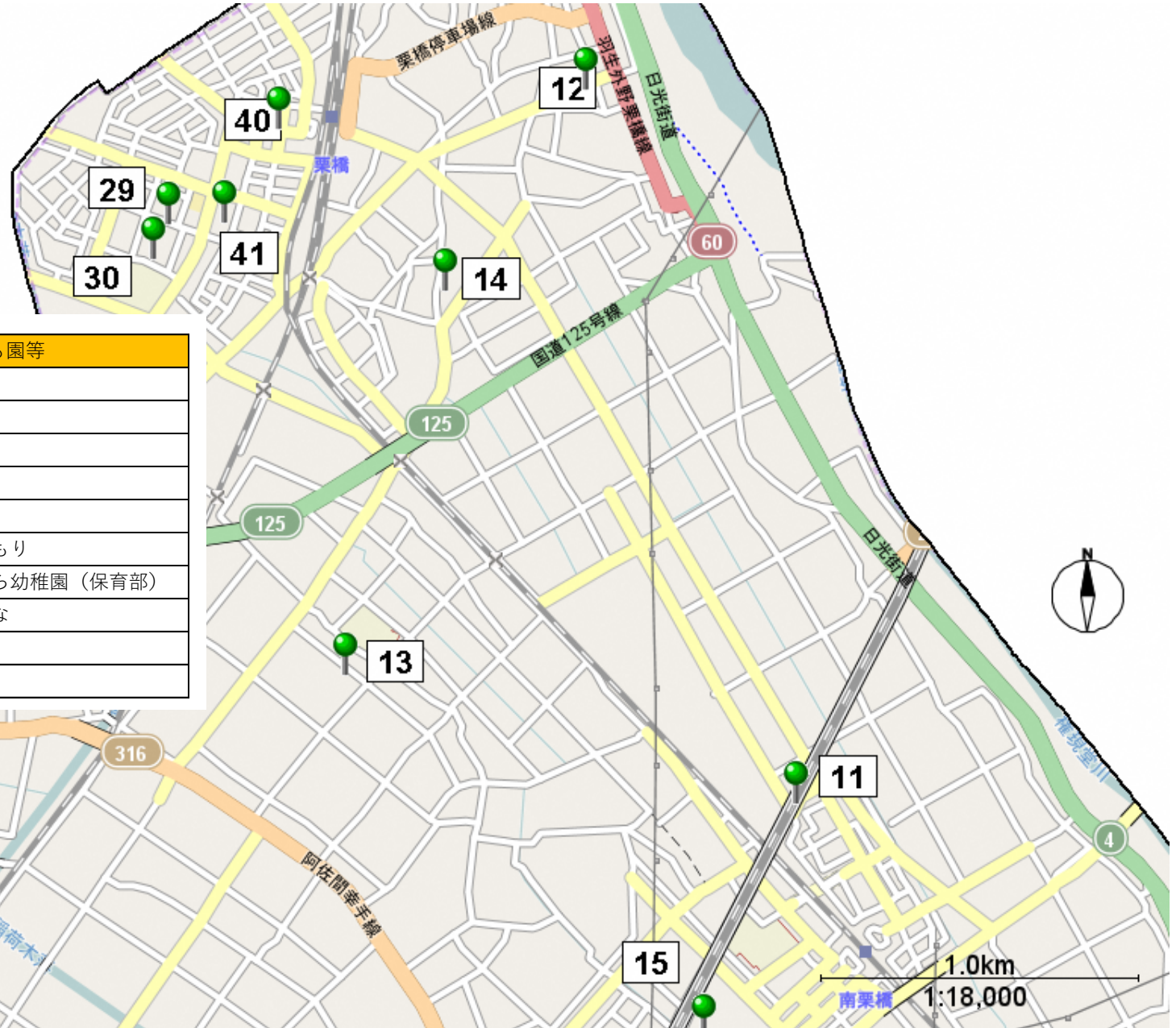


菖蒲エリア

番号	保育所、認定こども園等
9	あやめ保育園
10	おばやし保育園
27	幼保連携型認定こども園 菖蒲幼稚園
28	幼稚園型認定こども園 長龍寺幼稚園



栗橋エリア



番号	保育所、認定こども園等
11	栗橋保育園
12	栗橋保育園分園
13	おおしか保育園
14	なずなの森保育園
15	南栗橋保育園
29	認定こども園こどもむら さくらのもり
30	認定こども園こどもむら 栗橋さくら幼稚園 (保育部)
40	こどもむら駅前保育園 さくらのはな
41	こどもむら保育園 さくらいろ
42	こじか保育園



編集・発行

久喜市こども未来部 保育幼稚園課

TEL : 0480-22-1111

発行日 令和6年4月